

新潟県学校環境衛生定期検査実施要領

2020年4月1日

学校環境衛生定期検査の実施について

新潟県学校薬剤師会

定期検査の実施に当たっては、学校保健安全法第6条第1項の規定に基づき定められた「学校環境衛生基準」に従い、下記事項に留意して行ってください。

記

- 1 この実施要領は、県立、市町村立、国立及び私立等すべての学校（園）を対象とし、分校については、本校と同様に1校として実施すること。
- 2 定期検査の種類、年間回数、検査期間及び提出期限は下表のとおりとする。

定期検査の種類	年間回数	検査期間	提出期限
保健室の薬品管理	1	5月～7月	7月末日
理科室の薬品管理	1	5月～7月	7月末日
校地及び校舎の薬品管理	1	5月～7月	7月末日
学校の清潔及びネズミ・衛生害虫等	1	7月～10月	10月末日
騒音及び等価騒音レベル	1	6月～10月	10月末日
水泳プールの管理（施設設備）	1	6月～10月	10月末日
水泳プールの管理（水質）	1回以上		
雑用水の管理（水質）	1	5月～6月	6月末日
雑用水の管理（水質及び施設設備）	1	9月～11月	11月末日
飲料水の管理（水質及び施設設備）	1	9月～11月	11月末日
教室の採光及び照明	1	6月～7月	7月末日
	1	10月～2月	2月末日
黒板面の色彩	1	10月～2月	2月末日
揮発性有機化合物	1	6月～9月	10月末日
ダニアレルゲン	1	6月～9月	10月末日
教室等の換気及び保温（冷房設備稼働時）	1	7月～9月	9月末日
教室等の換気及び保温（暖房設備稼働時）	1	12月～2月	2月末日

- 3 定期検査は学校薬剤師が出校して行うこととする。但し、以下に示す検査において測定機器が整備されていない等の理由により実施できない場合は、検査機関に委託して行うことができる。

- ① 水泳プール、飲料水及び雑用水の水質検査
- ② 揮発性有機化合物について、アクティブ法による採取及び分析、パッシブ法による分析
- ③ 教室等の換気及び保温（浮遊粉じん、気流、二酸化窒素等）
- ④ 等価騒音レベルの測定

- 4 検査に当たっては、予め学校が準備した以下に示す図面や記録等を参考に行うこと。

- ① 保健室の薬品台帳（種類・名称・数量等）
- ② 理科室や校地校舎の毒物及び劇物等の薬品台帳
- ③ 理科室や校地校舎の危険物については、少量危険物倍数調査表1,2の記入と少量危険物倍数の算出値、また灯油の地下貯蔵タンク等危険物貯蔵所該当の場合は在庫管理表と定期点検記録
- ④ 学校プール管理日誌
- ⑤ 飲料水及び雑用水の施設設備の図面
- ⑥ 学校の清潔については大掃除の実施記録
- ⑦ ネズミ・衛生害虫等については生息及び駆除に関する記録

- 5 定期検査の結果、改善措置が必要な場合、また、検査器具の不備や検査費用の不足等の理由により検査を実施できない場合は、検査票の指導助言事項欄に記入し改善を図ること。

<参考> 学校薬剤師の職務

学校保健安全法施行規則

第24条 学校薬剤師の職務執行の準則

- 一 学校保健安全計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
 - 二 第一条の環境衛生検査に従事すること。
 - 三 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導と助言を行うこと。
 - 四 法第八条の健康相談に従事すること。
 - 五 法第九条の保健指導に従事すること。
 - 六 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導と助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導に従事すること。
- 2 学校薬剤師は、前項の職務に従事したときは、状況の概要を学校薬剤師執務記録簿に記入し校長に提出するものとする。

学校薬剤師執務記録簿の記入例

学校薬剤師執務記録簿				
12月15日(火)		校長・園長印	学校薬剤師印	供 覧
執務事項	1. 教室等の換気及び保温			
指導助言事項	1. 検査器具がないため、浮遊粉じん・気流・二酸化窒素の検査を実施できなかった。 検査器具の整備をお願いします。			
月 日 ()		校長・園長印	学校薬剤師印	供 覧

○ 記載上の留意事項

- (1) 「学校保健安全法施行規則第24条 学校薬剤師の職務執行の準則」により、執務事項及び指導助言事項を記入する。また、保健管理に関する専門的事項について電話で指導助言したときはその旨を記録し、〔電話〕と明記する。執務事項の記載内容は次のとおりとする。
- ① 定期検査の内容
 - ② 検査実施の事前打合せ、試薬などの調製、測定機器の準備
 - ③ 検査結果報告のための出向、学校からの質疑の内容
 - ④ 学校保健委員会等学校行事への参加、担当校における環境衛生関連活動
 - ⑤ 研究大会、講習会等学校保健関連会合への出席 等
- (2) 学校薬剤師が環境衛生定期検査を実施するため執務した場合は、執務事項及び指導助言事項は簡単に記載し、教育委員会提出用の検査票の控を貼付してもよい。

○ 保存期間：5年間

保健室の薬品管理		学校・園名	学番：		
		検査年月日	年	月	日
		学校薬剤師名			
		学校・園長名	印		
(注意事項)					
1 この検査は「学校保健安全法施行規則」に基づき保健室の薬品類について行うもので、検査事項は「薬機法」等の規定を準用している。検査は「学校における薬品管理の手引 -六訂版-」等を参考に実施すること。					
2 不用薬品の廃棄は、原則として業者に委託することとするが、試薬メーカーのSDSにおいて、廃棄量が少ない場合の参考法として記載され、学校での処理が可能な場合は次の方法で行うことができる。 ① 排水：排水基準に注意する ② 焼却：自治体の基準に注意する ③ 埋立：地下水汚染に注意する					
3 廃棄量はg・mL・錠・本数等を記入すること。					
4 保健室、理科室の検査票及び校地・校舎の調査票は一緒に提出のこと。					
検査事項			判定		
管理責任者及び取扱責任者はいる			適	否	
医薬品管理表（購入年月日、購入量、残量等）を整備し活用している			適	否	
医薬品の容器・被包表示に間違いはない			適	否	
使用期限切れ・有効期限切れの医薬品はない			適	否	
内用薬と外用薬を区別して保管している			適	否	
薬品戸棚	直射日光、湿気、暖房等に注意し、必要な場合冷蔵保存している		適	否	
	転倒・転落防止（耐震措置）をしている		適	否	
	施錠している		適	否	
劇薬	劇薬の有無（例）オラブリス、ミラノール等のフッ化物洗口剤等		有	無	
	「有」の場合	品名（ ）			
		普通薬と区別して保管している	適	否	
		施錠している	適	否	
	容器・被包に表示はある	適	否		
救急用バッグ	医薬品等の点検を定期的に行っている		適	否	
エピペン	使用している児童生徒の有無		有（ 人） 無		
	「有」の場合	保管場所： 講習会実施の有無： 有 無	管理状況： 適 否 教職員の共通理解： 適 否		
廃棄	学校薬剤師の指導により不用薬品の廃棄は適切である		適	否	
廃棄薬品	品名	量（g・mL・錠）・本数	廃棄の理由	廃棄方法	
				業者 排水 焼却 埋立	
				業者 排水 焼却 埋立	
				業者 排水 焼却 埋立	
				業者 排水 焼却 埋立	
指導助言事項			改善措置[学校記入欄]		

理 科 室 の 薬 品 管 理			学 校 名		学 番 :		
			検 査 年 月 日		年 月 日		
			学 校 薬 剤 師 名				
			学 校 長 名		印		
(注意事項)							
1 この検査は、「学校保健安全法施行規則」に基づき、理科室（準備室、実習室等）の薬品について行うもので、検査事項は「毒物及び劇物取締法」、「消防法」、「労働安全衛生法」等の規定を準用している。							
2 理科室が複数ある場合（化学科・生物学科・工業化学科等）は、部屋ごとに検査すること。							
3 少量危険物倍数については、別紙の表により管理責任者又は取扱責任者が算出した数値を記入のこと。							
4 廃棄を指導した薬品や実験廃液の数量はg・mL・本数等を記入し、廃棄方法は保健室と同様に記入すること。							
5 保健室、理科室の検査票及び校地・校舎の調査票と一緒に提出のこと。							
保 管 場 所			準 備 室 ・ 実 習 室 等 の 室 名				
検 査 事 項							
管理責任者及び取扱責任者を決めている			適 否	適 否	適 否	適 否	
薬品台帳を整備し活用している			適 否	適 否	適 否	適 否	
外部者の侵入防止措置をしている			適 否	適 否	適 否	適 否	
薬 品 庫	設置場所は適切である(直射日光、冷暗所等)		適 否	適 否	適 否	適 否	
	耐震措置(転倒・転落防止)をしている		適 否	適 否	適 否	適 否	
	施錠設備はある		適 否	適 否	適 否	適 否	
毒 物 ・ 劇 物	普通物と区別して専用に保管している		適 否	適 否	適 否	適 否	
	専用保管庫の鍵の管理責任者はいる		適 否	適 否	適 否	適 否	
	毎学年3回定期的に在庫量を確認している		適 否	適 否	適 否	適 否	
	飲食用容器は使用していない		適 否	適 否	適 否	適 否	
	表 示	医薬用外毒物(赤地に白字)	薬 品 庫	適 否	適 否	適 否	適 否
		容器被包	適 否	適 否	適 否	適 否	
危 険 物	危険物の有無		有 無	有 無	有 無	有 無	
	「有」の場合の場	薬品庫の材質は不燃性である	適 否	適 否	適 否	適 否	
		配置の工夫で混合発火を防止している	適 否	適 否	適 否	適 否	
		消火設備(消火器、乾燥砂等)はある	適 否	適 否	適 否	適 否	
		少量危険物倍数(小数点以下2桁まで)					
		1以上	消防署長に提出している	適 否	適 否	適 否	適 否
		の	少量危険物貯蔵所の表示はある	適 否	適 否	適 否	適 否
場	注意事項の掲示板はある	適 否	適 否	適 否	適 否		
業者から危険・有害薬品のSDSの提供を受けている			適 否	適 否	適 否	適 否	
絵表示(ピクトグラム)が必要な薬品の容器にある			適 否	適 否	適 否	適 否	
不用薬品の廃棄は薬剤師の指導により適切である			適 否	適 否	適 否	適 否	
廃 棄 薬 品	品 名		量 (g・mL)・本数	廃棄の理由		廃棄方法	
						業者 排水 焼却 埋立	
						業者 排水 焼却 埋立	
						業者 排水 焼却 埋立	
指導助言事項			改善措置 [学校記入欄]				

2.1 理科室の薬品管理

2.1.1 検査上の留意事項

- 1 この検査は「学校保健安全法施行規則」に基づき、理科室（準備室、実習室等）の薬品について行うもので、検査事項は「毒物及び劇物取締法」、「消防法」、「労働安全衛生法」等の規定を準用している。
- 2 検査は、「学校における薬品管理の手引-六訂版-」等を参考に実施すること。
- 3 理科室が複数ある場合（化学科・生物科・工業化学科等）は、部屋ごとに検査すること。
- 4 少量危険物倍数は、別紙の表により、管理責任者又は取扱責任者が算出した数値を記入のこと。
- 5 廃棄を指導した薬品や実験廃液の数量は g・mL・本数等を記入し、廃棄方法は保健室と同様に記入すること。
- 6 保健室、理科室及び校地・校舎の検査票は一緒に提出のこと。

2.1.2 参 考

- (1) 危険有害性のある薬品の保管容器に、表 2.1.2-1 に示すピクトグラムが表示されているか確認すること。表示がない場合は、安全衛生情報センターのホームページを参考に作成し、表示すること。ピクトグラムは世界共通の絵表示で SDS (2.1.3 解説(5)参照) にも記載される。菱形枠は赤色、中のシンボルは黒色で示す。ピクトグラム表示のない古い薬品については製造・販売業者のホームページで SDS シートを検索し、印刷したものを、薬品容器に貼付するなどして対応する。

表 2.1.2-1 危険有害性を示す絵表示（ピクトグラム）

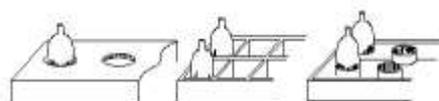
健康有害性	感嘆符	炎
(健康及び環境有害性) 呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性・生殖毒性 特定標的臓器・全身毒性 吸引性呼吸器有害性	(健康及び環境有害性) 急性毒性 皮膚腐食性・刺激性 眼の重篤な損傷・刺激性 皮膚感作性 特定標的臓器・全身毒性	可燃性固体・ガス・エアゾール 引火性液体・ガス・エアゾール 自己反応性・発熱性化学品 自然発火性液体・固体 水反応可燃性化学品 有機過酸化物
腐食性	爆弾の爆発	円上の炎
(健康及び環境有害性) 皮膚腐食性・刺激性 眼の重篤な損傷・刺激性 (物理化学的危険性) 金属腐食性物質	火薬類 自己反応性化学品 有機過酸化物	支燃性・酸化性ガス 酸化性液体・固体
どくろ	環境	ガスボンベ
(健康及び環境有害性) 急性毒性	(健康及び環境有害性) 水性環境有害性	高圧ガス

2.1.3 解説

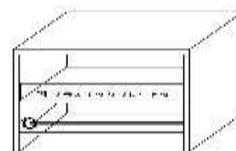
(1) 薬品の保管や廃棄方法等管理に当たっては、「学校における薬品管理の手引—六訂版—」を参考にすること。

(2) 保管管理上の注意事項

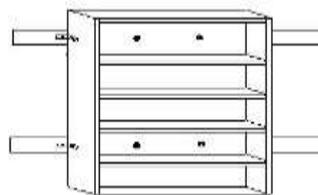
- ① 保管室及び保管庫の二重施錠とする。
- ② 多種多量を避け必要最小量購入する。
- ③ 直射日光や暖房等高温を避ける。
- ④ 空気の流通の良い冷暗所で保管する。
- ⑤ 毒劇物法や消防法等の各種法令を遵守する。
- ⑥ 耐震措置（転倒・転落防止）を講じる。
- ⑦ 消火器や防護用具を整備する。



ボトルトレイ・仕切板・マグカップ



プラスチックプレート・ステンレス製パイプ



床・柱・壁などへの固定

(3) 地震対策

ア 保管庫

- ① 不燃性でできるだけ丈夫なもの
- ② 引き違い戸がよい（観音開きには止金を）
- ③ 網入りガラスやアクリル板等割れにくいもの

イ 転倒落下防止方法（図 2.1.3-1 参照）

- ① 棚板及び棚の床・柱・壁などへの固定
- ② ボトルトレイ・マグカップ・仕切板等の活用

ウ 保管方法

- ① コンテナの多段積みは避ける。
- ② 発煙硝酸等の液体は下段（砂箱の利用）に保管する。
- ③ 危険物を類別に配置することにより混合発火を防止する。（表 2.1.3-1 参照）

図 2.1.3-1 転倒落下防止方法

表 2.1.3-1 危険物の混触発火防止措置

	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類
第1類(酸化性固体)	○	×	×	×	×	○
第2類(可燃性固体)	×	○	×	○	○	×
第3類(自然発火性物質)	×	×	○	○	×	×
第4類(引火性液体)	×	○	○	○	○	×
第5類(自己反応性物質)	×	○	×	○	○	×
第6類(酸化性液体)	○	×	×	×	×	○

(4) 毒物及び劇物の点検項目を表 2.1.3-2 に示す。

表 2.1.3-2 毒物及び劇物の点検項目

1 専用保管庫の設置	① 専用保管庫の整備 ② 施錠 ③ 一般薬品との区分収納 ④ 保管庫以外の保管の禁止
2 保管庫の施錠	① 責任者による施錠の確認・点検 ② 管理責任者による鍵の保管 ③ 教職員への注意喚起
3 保管庫及び容器への表示	① 毒物・劇物の保管庫及び容器への表示 ② 毒物・劇物の名称等の明示
4 管理記録の整備	① 管理簿の整備 ② 必要事項の記入 ③ 適正な使用の確認 ④ 数量と管理簿等との定期照合
5 地震等の災害対策	① 保管庫の転倒防止措置 ② 保管容器の転倒防止措置
6 管理体制の充実	① 取扱要領等校内規程の整備 ② 管理責任者の指定 ③ 保管状況の確認 ④ 教職員への啓発・指導 ⑤ 児童生徒への指導
7 廃棄処理	① 不用な毒物・劇物の速やかな適正廃棄

(5) SDS（安全データシート）

安全データシート（Safety Data Sheet：SDS）とは、有害性のおそれがある化学物質を含む製品を他の事業者等に譲渡又は提供する際に、対象化学物質等の性状や取扱いに関する情報を提供するための文書をいう。製造・販売業者は業務上取扱者である学校に対して、ラベル表示と同様 SDS を提供することが義務づけられている。

別紙 少量危険物倍数調査表 1 (理科室)

記載上の留意事項

- 1 指定数量 (A) は少量危険物指定数量、倍数 (B) は少量危険物倍数を意味する。
- 2 少量危険物倍数が 1 以上の場合は少量危険物貯蔵所に該当するので、保管場所毎に消防署長への届出と少量危険物貯蔵所の表示を行うこと。

理科室の少量危険物倍数は、鉄筋の場合一教室ごとに、木造は一棟ごとに計算すること。

同一の場所で複数の危険物を貯蔵保管する場合の少量危険物倍数の求め方の例を表に示す。

保管している危険物ごとに貯蔵保管量を少量危険物指定数量で除して倍数を求め、その合計とする。

表 少量危険物倍数の求め方 (例)

品 名	少量危険物指定数量 (A)	貯蔵保管量 (B)	少量危険物倍数 (B/A)
硝酸銀	10 kg	2 kg	0.20
塩素酸ナトリウム	10 kg	2 kg	0.20
エーテル	10 L	5 L	0.50
メタノール	80 L	20 L	0.25
少量危険物倍数合計			1.15

校地及び校舎の薬品管理		学校・園名	学番：					
		検査年月日	年 月 日					
		学校薬剤師名						
		学校・園長名	印					
(注意事項)								
<p>1 この検査は「学校保健安全法施行規則」に基づき、校地及び校舎の薬品類について行うもので、検査事項は「農薬取締法」、「毒物及び劇物取締法」、「消防法」等の規定を準用している。</p> <p>2 保管場所ごとに薬品の種類の番号(①灯油 ②ガソリン類 ③農薬類 ④塗料 ⑤清掃用化学薬品)を記入し、該当のもの(危険物 毒物 劇物 普通物)に○をつけること。</p> <p>3 少量危険物倍数※は、別紙の表により管理責任者又は取扱責任者が算出した数値を記入のこと。</p> <p>4 廃棄を指導した薬品類の数量はg・mL・本数等を記入し、廃棄方法は保健室と同様に記入すること。</p>								
検査事項		保管場所						
		薬品の種類	危毒劇普	危毒劇普	危毒劇普	危毒劇普	危毒劇普	
共通事項	管理責任者及び取扱責任者を決めている		適否	適否	適否	適否	適否	
	薬品台帳を整備し活用している		適否	適否	適否	適否	適否	
	外部者の侵入防止措置をしている		適否	適否	適否	適否	適否	
	薬品庫	設置場所(暖房、湿気、直射日光、冷暗所)	適否	適否	適否	適否	適否	
		耐震措置(転倒・転落防止)をしている	適否	適否	適否	適否	適否	
	施錠している		適否	適否	適否	適否	適否	
	絵表示(ピクトグラム)が必要な薬品の容器に表示はある		適否	適否	適否	適否	適否	
不用薬品の廃棄は薬剤師の指導で適切に行われている		適否	適否	適否	適否	適否		
毒物・劇物	普通物と区別して専用に保管している		適否	適否	適否	適否	適否	
	専用保管庫の鍵の管理責任者はいる		適否	適否	適否	適否	適否	
	毎学年3回定期的に在庫量を確認している		適否	適否	適否	適否	適否	
	飲食用容器は使用していない		適否	適否	適否	適否	適否	
	表示	医薬用外毒物(赤地に白字)	薬品庫	適否	適否	適否	適否	適否
医薬用外劇物(白地に赤字)		容器・被包	適否	適否	適否	適否	適否	
危険物	薬品庫の材質は不燃性である		適否	適否	適否	適否	適否	
	仕切り板等の使用や薬品の配置の工夫により混合発火を防止している		適否	適否	適否	適否	適否	
	消火設備(消火器、乾燥砂等)はある		適否	適否	適否	適否	適否	
	少量危険物倍数(小数点以下2桁まで) ※							
	「倍数」	消防署長に提出している	適否	適否	適否	適否	適否	
		少量危険物貯蔵所の表示はある	適否	適否	適否	適否	適否	
	5未満	注意事項の掲示板はある	適否	適否	適否	適否	適否	
「倍数」	日常点検:在庫管理表を記入している	適否	適否	適否	適否	適否		
	定期点検:記録を3年間保存している	適否	適否	適否	適否	適否		
廃棄薬品	品名		量(g・mL)・本数		廃棄の理由		廃棄方法	
							業者 排水 焼却 埋立	
							業者 排水 焼却 埋立	
							業者 排水 焼却 埋立	
						業者 排水 焼却 埋立		
指導助言事項			改善措置[学校記入欄]					

少量危険物倍数調査表 2 (校地・校舎)	調査年月日	年 月 日	記入者
----------------------	-------	-------	-----

(記載上の注意事項)

- 校地・校舎の危険物には、灯油、ガソリン類、農薬類、有機溶剤含有の塗料等の薬品がある。
記入例を参考に、保管場所毎に該当する危険物を記入のこと。
- 灯油の貯蔵保管量は、冬期における最大貯蔵量を記入のこと。
- 少量危険物指定数量は消防法危険物指定数量の1/5である。少量危険物倍数は、貯蔵保管量÷少量危険物指定数量で求める。同一の場所で複数保管している場合は、それぞれ倍数を求め合計する。
- 少量危険物倍数1以上5未満の場合は少量危険物貯蔵所に該当するので、保管場所毎に消防署長への届出と少量危険物貯蔵所の表示が必要である。また、5以上の場合は危険物貯蔵所として「消防法」の規制を受けるため、県知事等の許可と危険物取扱者の配置が必要である。
- 「消防法」の規定により一棟毎に数えるが、コンクリートで間仕切りされていれば一室毎に数えることができる。

<記入例>保管場所 (屋外用ホームタンク)

類	品 名	薬 品 名	少量危険物指定数量A	貯蔵保管量 B	少量危険物倍数 B/A
四	第二石油類	灯油	200 L	180 L	0.9
少量危険物倍数合計※					0.9

<記入例>保管場所 (地下貯蔵タンク)

類	品 名	薬 品 名	少量危険物指定数量A	貯蔵保管量 B	少量危険物倍数 B/A
四	第二石油類	灯油	200 L	3000 L	15
少量危険物倍数合計※					15

保管場所 ()

類	品 名	薬 品 名	少量危険物指定数量A	貯蔵保管量 B	少量危険物倍数 B/A
少量危険物倍数合計※					

保管場所 ()

類	品 名	薬 品 名	少量危険物指定数量A	貯蔵保管量 B	少量危険物倍数 B/A
少量危険物倍数合計※					

保管場所 ()

類	品 名	薬 品 名	少量危険物指定数量A	貯蔵保管量 B	少量危険物倍数 B/A
少量危険物倍数合計※					

保管場所 ()

類	品 名	薬 品 名	少量危険物指定数量A	貯蔵保管量 B	少量危険物倍数 B/A
少量危険物倍数合計※					

保管場所 ()

類	品 名	薬 品 名	少量危険物指定数量A	貯蔵保管量 B	少量危険物倍数 B/A
少量危険物倍数合計※					

2.2 校地及び校舎の薬品管理

2.2.1 検査上の注意事項

(注意事項)

- 1 この検査は「学校保健安全法施行規則」に基づき、校地及び校舎の薬品類について行うもので、検査事項は「農薬取締法」、「毒物及び劇物取締法」、「消防法」等の規定を準用している。
- 2 保管場所ごとに薬品の種類の番号(①灯油 ②ガソリン類 ③農薬類 ④塗料 ⑤清掃用化学薬品)を記入し、該当のもの(危険物 毒物 劇物 普通物)に○をつけること。
- 3 少量危険物倍数※は、別紙の表により管理責任者又は取扱責任者が算出した数値を記入のこと。
- 4 廃棄を指導した薬品類の数量は g・mL・本数等を記入し、廃棄方法は保健室と同様に記入すること。

別紙 少量危険物倍数調査表 2 (校地・校舎)

記載上の注意事項

(記載上の注意事項)

- 1 校地・校舎の危険物には、灯油、ガソリン類、農薬類、有機溶剤含有の塗料等の薬品がある。記入例を参考に、保管場所毎に該当する危険物を記入のこと。
- 2 灯油の貯蔵保管量は、冬期における最大貯蔵量を記入のこと。
- 3 少量危険物指定数量は消防法危険物指定数量の 1/5 である。少量危険物倍数は、貯蔵保管量÷少量危険物指定数量で求める。同一の場所で複数保管している場合は、それぞれ倍数を求め合計する。
- 4 少量危険物倍数 1 以上 5 未満の場合は少量危険物貯蔵所に該当するので、保管場所毎に消防署長への届出と少量危険物貯蔵所の表示が必要である。また、5 以上の場合は危険物貯蔵所として「消防法」の規制を受けるため、県知事等の許可と危険物取扱者の配置が必要である。
- 5 「消防法」の規定により一棟毎に数えるが、コンクリートで間仕切りされていれば一室毎に数えることができる。

2.2.2 解説

- (1) 校地・校舎の少量危険物倍数は保管場所ごとに求める。同一の場所で複数保管している場合はそれぞれ倍数を求め、その合計とする。

表 2.2.2-1 灯油とガソリンを同一の場所で貯蔵保管する場合 (例)

品名	少量危険物指定数量 (A)	貯蔵保管量 (B)	少量危険物倍数 (B/A)
灯油	200 L	120 L	0.6
ガソリン	40 L	20 L	0.5
少量危険物倍数合計			1.1

※ 灯油の危険物指定数量：1000 L ガソリンの危険物指定数量：200 L

- (2) 少量危険物倍数の合計が 1 以上 5 未満の場合は少量危険物貯蔵所として「火災予防条例」の規制を受けるため、消防長への届出が必要である。また 5 以上の場合は危険物貯蔵所として「消防法」の規制を受けるため、県知事等の許可と危険物取扱者(丙種)の配置が必要となる。
- (3) 地下貯蔵タンクを有するものは、漏洩事故防止の目的で「定期点検(消防法第 14 条の 3 の 2)」の定めにより法定検査(1年に1回又は3年に1回)が義務付けられている。その記録が3年間保管されているか確認すること。また漏洩事故の未然防止や異常の早期発見のために日常点検で記される「在庫管理表」の記録を確認すること。
- (4) 灯油の貯蔵保管量については、タンクの容量や検査日の貯蔵量でなく冬期に貯蔵する最大量を記入のこと。

2.2.3 参 考

- (1) ガソリンは携行缶に保管すること。
- (2) 農薬については、日本薬剤師会から発出される通知文書に留意し、適切に管理すること。
- (3) 日用品の殺虫スプレー等は、この検査の薬品に該当しない。管理に当たっては、容器に記載されている使用上の注意を守って使用すること。
- (4) 校地・校舎の使用薬品例

表 2.2.3-1 危険物の例

燃料・油類	灯油、ガソリン、混合油、軽油（ケロシン）、重油、潤滑油など
農 薬	殺虫剤、除草剤、殺菌剤、展着剤など
塗 料	塗料、シンナー、ペイント薄め液など
そ の 他	剥離剤、消毒剤、洗浄剤、コーティング剤、木材防腐剤など

表 2.2.3-2 劇物の例

除 草 剤	クロレートS®など
殺 菌 剤	デランフロアブル®など
殺 虫 剤	ダイアジノン乳剤®、ディプテレックス乳剤®など
排水管洗浄剤	ピーピースルーK®など
そ の 他	燃料用メタノール

表 2.2.3-3 管理上注意が必要な薬品の例

第 1 類医薬品	ハエ、蚊、ゴキブリなどの殺虫駆除薬及び殺虫薬
	クイックロンプレート®、殺虫プレート®、日曹殺虫プレートP® バポナ殺虫プレート®
洗 浄 剤	酸性タイプ：塩酸、硫酸、過酸化水素、食酢、クエン酸など 「トイレ用」「漂白剤」「排水パイプ用」「風呂掃除用」など
	アルカリ性タイプ：水酸化ナトリウム、水酸化カリウムなど 「トイレ用」「換気扇・レンジ用」など
	塩素系洗浄剤：次亜塩素酸ナトリウムなど 「カビ取り剤」「漂白剤」「トイレ用」「排水パイプ用」など

<参考：消費者庁 住宅用又は家具用の洗剤 特別注意事項の表示 混ぜるな危険>

別紙

少量危険物倍数調査表1(理科室)	調査年月日	年 月 日	記入者
(記載上の注意事項) 1 指定数量 (A) は少量危険物指定数量、倍数(B) は少量危険物倍数を意味する。 2 少量危険物倍数1 以上の場合は少量危険物貯蔵所に該当するので、保管場所毎に消防署長への届出と危険物の表示を行うこと。			

保管場所 ()

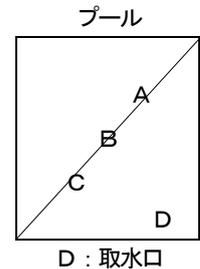
類	品 名	薬 品 名	貯蔵保管量(B)/指定数量(A)	倍数(B/A)	
第一類	塩素酸塩類	塩素酸カリウム 塩素酸ナトリウム 塩素酸バリウム	/10 Kg		
	過塩素酸塩類	過塩素酸アンモニウム 過塩素酸マグネシウム	/10 Kg		
	無機過酸化物	過酸化ナトリウム	過酸化鉛	/10 Kg	
		過酸化バリウム			
	亜塩素酸塩類	亜塩素酸ナトリウム	/10 Kg		
	硝酸塩類	硝酸銀	硝酸第二水銀	/10 Kg	
		硝酸セシウム	硝酸銅		
		硝酸バリウム	硝酸アンモニウム	/60 Kg	
		硝酸カリウム	硝酸クロム		
		硝酸第一水銀	硝酸第一水銀	/200 Kg	
		硝酸ストロンチウム	硝酸セリウム		
		硝酸ナトリウム	硝酸ビスマス		
		よう素酸塩類	よう素酸カリウム よう素酸ナトリウム	/10 Kg	
		過マンガン酸塩類	過マンガン酸カリウム	/10 Kg	
		重クロム酸塩類	ニクロム酸アンモニウム ニクロム酸カリウム	/200 Kg	
		クロムの酸化物	酸化クロム	/200 Kg	
		亜硝酸塩類	亜硝酸カリウム 亜硝酸ナトリウム	/10 Kg	
		次亜塩素酸塩類	高度サラシ粉 次亜塩素酸カルシウム	/10 Kg /60 Kg	
	塩素化イソシアヌル酸	塩素化イソシアヌル酸	/200 Kg		
	第二類	硫化りん	硫化りん	/20 Kg	
赤りん		赤りん	/20 Kg		
硫黄		硫黄	/20 Kg		
鉄粉		鉄粉 (還元鉄)	/100 Kg		
アンチモン		アンチモン	/20 Kg		
マグネシウム		マグネシウム	/20 Kg		
第三類	カリウム	カリウム	/2 Kg		
	ナトリウム	ナトリウム	/2 Kg		
	黄りん	黄りん	/4 Kg		
	アルカリ金属及びアルカリ土類金属	リチウム カルシウム	/10 Kg		
カルシウムの炭化物	炭化カルシウム	/10 Kg			
第四類	特殊引火物	アセトアルデヒド コロジオン ジエチルエーテル 二硫化炭素	/10 L		
	第一石油類	酢酸エチル 酢酸ビニル 酢酸メチル シクロヘキサン シクロヘキセン ジクロロエタン シンナー 石油エーテル 石油ベンジン トルエン ナフサ 二硫化エチル ヘキサン ベンゼン メチルエチルケトン リグロイン ガソリン	/40 L		
		アセトン ギ酸エチル ギムザ液 ピリジン	/80 L		

類	品名	薬品名	貯蔵保管量(B)/指定数量(A)	倍数(B/A)	
第四類	アルコール類	エタノール プロピルアルコール 変性アルコール メタノール	/80 L		
	第二石油類	アニソール キシレン クロロベンゼン 酢酸アミル 酢酸イソアミル 酢酸ブチル スチレンモノマー テレピン油 灯油 ケロシン(軽油) ブタノール ベンズアルデヒド	/200 L		
		アミルアルコール エチレンクロロヒドリン エチレンジアミン ギ酸 酢酸 無水酢酸 プロピオン酸	/400 L		
	第三石油類	アニリン 塩化ベンゾイル オクチルアルコール オレイン酸 カナダバルサム クレオソート m-クレゾール サリチルアルデヒド o-ジクロロベンゼン ジメチルアニリン 重油 ツェーデル油 トルイジン o-ニトロトルエン ニトロベンゼン フェニルヒドラジン ヘキサメチレンジアミン ベンジルアルコール リノール酸	/400 L		
		エチレングリコール グリセリン ジクロル酢酸 ポリエチレングリコール(200・300) 酪酸	/800 L		
	第四石油類	ポリエチレングリコール(400・600) 流動パラフィン	/1200 L		
	第五類	有機過酸化物	過酸化ベンゾイル	/2 Kg	
		硝酸エステル類	硝酸エステル	/2 Kg	
		ニトロ化合物	ニトログリセリン ニトロセルロース	/2 Kg	
			ピクリン酸 フラビアン酸	/20 Kg	
アゾ化合物	2,2-アゾビス(イソプロピロニトリル)	/20 Kg			
第六類	過酸化水素	過酸化水素(50%以上)	/60 Kg		
	硝酸	発煙硝酸	/60 Kg		
	その他	三塩化よう素	/60 Kg		
少量危険物倍数合計					

プールの水質及び施設設備	学校・園名	学番：
	検査年月日	年 月 日 (天候)
	学校薬剤師名	
	学校・園長名	印

(注意事項)

- 1 プールの使用期間中に、「学校環境衛生基準」又は「プール条例」により行う。
- 2 プール本体以外の附属設備及び浄化設備等については、整備している場合のみ記入のこと。
- 3 水質検査は検査機関が行うが、プールの容量により検査回数及び採水場所が異なるため、50 m³以上のプールは「県条例」又は「市条例」、50 m³未満のプールは「学校環境衛生基準」に従って行ない、結果の「写」を添付のこと。原水が水道水以外の場合は、プール使用前に水質検査(井戸水等を水源とする水質 52 項目)を行ない、基準に適合したものを使用すること。
- 4 屋内プールの場合は、二酸化炭素及び塩素ガスのほか、水平面照度の測定も行うこと。

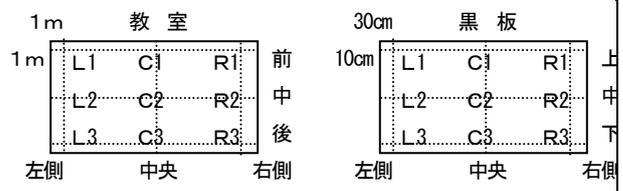


施設・設備の衛生状態	プール本体及び附属設備等	プール	清潔状態	適 否	更衣室	清潔状態	適 否	
		プールサイド	清潔状態	適 否	便 所	清潔状態	適 否	
		足 洗 い 場	清潔状態	適 否	管 理 室	清潔状態	適 否	
		シャワー	清潔状態	適 否	薬品保管庫	清潔状態	適 否	
		洗眼・洗面施設	清潔状態	適 否	機 械 室	清潔状態	適 否	
		排水溝	清潔状態	適 否	通 路	清潔状態	適 否	
		入 換 式	プールを1週間に1回以上清掃し、全換水している					適 否
		腰 洗 い 槽	使用している場合、脱塩素後に排水している					適 否
		水位調整槽	新鮮水の補給により水位を調節している 底部に沈殿物はない					適 否
	還 水 槽	新鮮水の補給により水位を調節している 底部に沈殿物はない					適 否	
浄化設備	循環浄化式	定期的に全換水し、清掃している ろ過能力は十分で、管理は確実である 随時ろ材の洗浄又は交換を行っている ろ材の種類： 砂 カートリッジ 珪そう土					適 否	
	オゾン処理	ろ過器等の前で注入する方式でガスの漏出はない					適 否	
	紫外線処理	ろ過器等の前で注入する方式で紫外線の漏出はない					適 否	
消毒設備	塩素剤等の薬品類	次亜塩素酸ナトリウム液 品名： 次亜塩素酸カルシウム 品名： (錠剤 顆粒) 塩素化イソシアヌル酸 品名： (錠剤 顆粒) pH調整用アルカリ(有 無) pH調整用酸(有 無) 脱塩素剤(有 無)						
	注入方法	<input type="checkbox"/> 手まき式	<input type="checkbox"/> 連続注入式 管理は確実である			適 否		
水質検査	原水の種類	<input type="checkbox"/> 水質基準適合の水道水		<input type="checkbox"/> 飲料水に供していない水道水以外の水				
	原 水	(検査は不要)		<input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 河川水 <input type="checkbox"/> 湖沼水 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	プ ール 水	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない		使用前の検査 <input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない 使用中の検査 <input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない				
屋内プール	検査項目	結 果		方 法		基 準		
	二酸化炭素	ppm		検 知 管 法		1500 ppm 以下が望ましい		
	塩素ガス	ppm		検 知 管 法		0.5 ppm 以下が望ましい		
	水平面照度	ルクス		照度計 (JIS C 1609 規格)		200 ルクス以上が望ましい		
日常点検状況	プール管理日誌を整備しもれなく記入している			している していない 日誌はない				
指導助言事項				改善措置[学校記入欄]				

飲料水・雑用水の水質及び施設設備		学校・園名		学番：			
		検査年月日		年 月 日			
		学校薬剤師名					
		学校・園長名		印			
(注意事項)							
1 方法及び基準は「学校環境衛生基準」による。 2 検査機関による検査項目及び検査回数は水質の種類により異なるので、「基準」に従い実施すること。専用水道の原水は「水道法」に基づき水道事業者が実施するため、また上水道直結給水の場合も水質検査を省略できる。 3 学校薬剤師が当日行う遊離残留塩素等の水質検査に当たっては、給水栓末端で十分放水後に採取すること。 4 飲料水（年1回）及び雑用水（年2回）の水質検査結果の「写」を添付のこと。							
施設設備	種類	水道法適用	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道直結（給水人口が5001人以上） ・簡易水道（給水人口が101～5000人） ・簡易専用水道（水槽容量10 m³を超える） ・小規模貯水槽水道（水槽容量が10 m³以下） ・専用水道（居住者101人以上又は1日最大給水量20 m³を超え、かつ水槽容量100 m³を超える等） 				
		水道法適用外	<ul style="list-style-type: none"> ・専用水道（居住者101人以上又は1日最大給水量20 m³を超えるもの） ・規模供給施設（給水人口が50～100人） ・飲用井戸 ・その他（ ） 				
	飲料水	水槽式	設置場所	地上 半地下 地下	地上 半地下 地下	地上 半地下 地下	
			有効容量	m ³		m ³	
			故障・破損・老朽・漏水	適 否	適 否	適 否	
			雨水・汚水・異物等混入	適 否	適 否	適 否	
			下水等の逆流	適 否	適 否	適 否	
			清掃年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
			塩素消毒設備がある場合	適 否	適 否	適 否	
			高置水槽	故障・破損・老朽・漏水	適 否	適 否	適 否
			雨水・汚水・異物等混入	適 否	適 否	適 否	
			下水等の逆流	適 否	適 否	適 否	
	清掃年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			
	井戸水等	汚水、雨水、異物等の混入のおそれや下水管、便所等の汚水源はない	適 否				
		塩素消毒設備の稼働状況は良好である	適 否				
		配管・給水栓給水ポンプ等	給水栓は吐水口空間が確保されている	適 否			
		外部からの汚染は受けていない	適 否				
		故障、破損、老朽や漏水等の箇所はない	適 否				
		材料及び塗装	水質への悪影響のおそれはない	適 否			
	清潔状態	施設や設備及び環境の清潔状態は良好である	適 否				
図面及び書類	施設設備の図面及び書類を整備し、維持管理は良好である	適 否					
雑用水	給水管	雑用水の表示はある	適 否	誤配管・誤接合・漏水はない	適 否		
	給水栓	鍵付き又は使用時のみ取り付けている	適 否	雑用水の表示はある	適 否		
	貯水槽	破損や腐蝕はない	適 否	汚れや異物はない	適 否		
		防水不良はない	適 否	衛生害虫の発生はない	適 否		
	飲料水の補給	逆流しないよう間接給水をしている	適 否				
	水洗便所	手洗い付きの洗浄用タンクは使用していない	適 否				
図面及び書類	施設設備の図面及び書類を整備し、維持管理は良好である	適 否					
水質	検査項目	遊離残留塩素	外 観	臭 気	味		
	飲料水	mg/L	適 否	適 否	適 否		
	雑用水	mg/L	適 否	適 否	—		
指導助言事項			改善措置〔学校記入欄〕				

<h1>教室の採光及び照明 黒板面の色彩</h1>	学校・園名	学番：
	検査年月日	年 月 日 (天候)
	学校薬剤師名	
	学校・園長名	印

- (注意事項)
- 方法及び基準は「学校環境衛生基準」による。
 - JIS C 1609 の規格に適合する照度計を使用し、条件の悪い教室で点灯時に、右図に示す測定点で測定する。
 - 検査は(1)コンピュータを使用しない教室及び(2-1)コンピュータ教室又は(2-2)タブレット等を使用する教室で行う。
 - ホワイトボードは基準がないため検査は不要である。
 - 黒板面の色彩は黒板検査用色票を用いて教室の照度と同じ9カ所で行い、色相は記号を記入のこと。



教室の採光及び照明 (検査年月日： 回 月 日)

室名	(1) :		□ (2-1)PC室・□ (2-2) :			基準																						
	在室	不在	在室	不在	不在																							
カーテン等	有 (使用 不使用) 無		有 (使用 不使用) 無			<p style="text-align: center;">教室</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>机上 (水平面)</td> <td>黒板 (垂直面)</td> </tr> <tr> <td>300lx (*1)</td> <td>500lx (*3)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">テレビ画面</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">100~500lx(*3)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">コンピュータ使用教室</td> </tr> <tr> <td>机上 (水平面)</td> <td>コンピュータ (垂直面)</td> </tr> <tr> <td>500~1000 lx (*3)</td> <td>100~500 lx (*3)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">最大最小比</td> </tr> <tr> <td colspan="2">20 : 1 を超えないこと (*2)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">10 : 1 を超えないこと (*3)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(*1) : 下限値 (*2) : 基準 (*3) : 望ましい基準</td> </tr> </table>	机上 (水平面)	黒板 (垂直面)	300lx (*1)	500lx (*3)	テレビ画面		100~500lx(*3)		コンピュータ使用教室		机上 (水平面)	コンピュータ (垂直面)	500~1000 lx (*3)	100~500 lx (*3)	最大最小比		20 : 1 を超えないこと (*2)		10 : 1 を超えないこと (*3)		(*1) : 下限値 (*2) : 基準 (*3) : 望ましい基準	
机上 (水平面)	黒板 (垂直面)																											
300lx (*1)	500lx (*3)																											
テレビ画面																												
100~500lx(*3)																												
コンピュータ使用教室																												
机上 (水平面)	コンピュータ (垂直面)																											
500~1000 lx (*3)	100~500 lx (*3)																											
最大最小比																												
20 : 1 を超えないこと (*2)																												
10 : 1 を超えないこと (*3)																												
(*1) : 下限値 (*2) : 基準 (*3) : 望ましい基準																												
測定箇所	机上	黒板	机上	画面	黒板																							
測定点	L1																											
	L2																											
	L3																											
	C1																											
	C2																											
	C3																											
	R1																											
	R2																											
	R3																											
最大照度																												
最小照度																												
最大最小比	: 1	: 1	: 1	: 1	: 1																							
照明具数 (故障数)	個 (個)	個 (個)	個 (個)	個 (個)	個 (個)																							
テレビ	有 (画面: lx) 無		有 (画面: lx) 無																									

まぶしさ	教室	黒板の外側 15 度以内の範囲に輝きの強い光線(昼光の場合は窓)はない	適 否
		黒板面に見え方を妨害する光沢はない	適 否
		机上面に見え方を妨害する光沢はない	適 否
		テレビ画面に見え方を妨害する電灯や明るい窓等はない	適 否
	コンピュータを使用する教室	ディスプレイ面に見え方を妨害する電灯や明るい窓はない	適 否
		机上面に見え方を妨害する光沢はない	適 否

黒板面の色彩 (検査年月日： 月 日)

年 組	種類	基準	判定	L1	L2	L3	C1	C2	C3	R1	R2	R3
	無彩色	明度は3を超えない		明度								
有彩色	色相:	明度は4を超えない	彩度									
		彩度は4を超えない	判定	適否								

指導助言事項	改善措置 [学校記入欄]
--------	--------------

教室の換気及び保温	学校・園名		学番：	
	検査年月日		年 月 日 時限（天候）	
	学校薬剤師名			
	学校・園長名		印	
(注意事項)				
1 方法及び基準は「学校環境衛生基準」による。基準欄の※印は「望ましい基準」を意味する。				
2 二酸化炭素について1回測定の場合は授業終了直前に測定すること。				
3 浮遊粉じん及び気流は、温度、湿度又は流量を調節する設備の稼働時(冬季は暖房、夏季は冷房)に行うこと。浮遊粉じんの検査結果が基準値の1/2以下で、以後環境に変化がなければ次年度以降の検査を省略できる。また、夏季等で燃焼器具を使用しない場合は、一酸化炭素及び二酸化窒素の検査を省略できる。 (1) 浮遊粉じん・気流・一酸化炭素・二酸化窒素の測定を行うもの <例> ファンヒーター（ガス・石油） (2) 浮遊粉じん・気流の測定を行うもの <例> エアコン（冷房）エアコン（暖房）電気ファンヒーター (3) 一酸化炭素・二酸化窒素の測定を行うもの <例> ストープ（ガス・灯油・薪・ペレット等）				
4 小学校の場合はできるだけ高学年の教室を選ぶこと。				
教室構造	測定教室： 年 組 鉄筋 木造 プレハブ その他（ ）			
暖房設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガスストーブ ・石油ストーブ ・薪ストーブ ・ペレットストーブ ・ ガスファンヒーター（FF式 半密閉式 開放式） ・ 石油ファンヒーター（FF式 半密閉式 開放式） ・ 電気ファンヒーター（セラミック） ・エアコン（中央式） ・エアコン（個別式） ・ その他（ ） 			
冷房設備	有（個別式エアコン 中央式エアコン その他： ） 無			
換気設備	有（換気扇 全熱交換器付換気扇 その他： ） 無			
検査項目	結 果		測定方法	基 準
(1) 二酸化炭素	① ppm	② ppm	<input type="checkbox"/> 検知管法 <input type="checkbox"/> その他	※ 1500ppm以下
(2) 温 度	乾球： °C(湿球： °C)		<input type="checkbox"/> アスマン通風乾湿計 <input type="checkbox"/> その他	※ 17°C以上 28°C以下
(3) 相 対 湿 度	%		<input type="checkbox"/> アスマン通風乾湿計 <input type="checkbox"/> その他	※ 30%以上 80%以下
(4) 浮遊粉じん	mg/m ³		<input type="checkbox"/> Low-Volume Air Sampler 法 <input type="checkbox"/> 相対濃度計法	0.10mg/m ³ 以下
(5) 気 流	m/秒		<input type="checkbox"/> カタ温度計 <input type="checkbox"/> 微風速計	※ 0.5 m/秒以下
	※カタ温度計法による計算式（普通カタ温度計を使用のこと。） T：降下時間 =平均 秒（1回目： 秒 2回目： 秒） f：カタ係数 = H：冷却力 = f / T = / = mcal/cm ² ・s θ：温度差 =36.5 - 室温 = °C H / θ = V：気 流 = { ((H / θ) - 0.20) / 0.40 } ² = m/s (小数点以下2桁)			
(6) 一酸化炭素	ppm		<input type="checkbox"/> 検知管法 <input type="checkbox"/> その他	10 ppm以下
(7) 二酸化窒素	ppm		<input type="checkbox"/> ザルツマン法 <input type="checkbox"/> 検知管法 <input type="checkbox"/> 試験紙光電光度法 <input type="checkbox"/> その他	※ 0.06 ppm以下
測定時の 換気状況	窓	開（力所） 閉	欄 間	有（開：力所・閉） 無
	ドア	開（力所） 閉	換気設備	有（使用・不使用） 無
指導助言事項			改善措置[学校記入欄]	

揮発性有機化合物 ダニ又はダニアレルゲン	学校・園名	学番：
	検査年月日	年 月 日 (天候)
	学校薬剤師名	
	学校・園長名	印

- (注意事項)
- 方法及び基準は「学校環境衛生基準」による。
 - ホルムアルデヒド及びトルエンについて実施するほか、その他の4項目は特に必要と認める場合に実施する。なお、ホルムアルデヒドは温度が高い時期(6~9月)に日照が多い場所で行う。
 - 定期検査は普通教室・音楽室・図工室・コンピュータ教室・体育館・図書室等を対象とし、臨時検査は、机、いす、コンピュータ等新たな備品の搬入時や新築・改築・改修等を行ったときに行う。
 - 基準値の1/2以下でその後環境に変化がなければ、告示法で実施した場合に限り次回からの検査を省略できる。
 - 採取は窓等を閉め児童生徒不在の状態で、換気扇は稼働せず、原則として机上の高さで行う。採取時間については、吸引方式では30分間2回以上とし、拡散方式では、新築や改築等で高濃度が予想される場合は8時間、それ以外の場合は24時間とする。
 - ダニ又はダニアレルゲンは、ダニの発生しやすい寝具やカーペット敷きの教室等で、温度・湿度が高い時期(6~9月)に行う。

揮発性有機化合物 (検査年月日： 月 日)

採取方法	・吸引法(アクティブ法) ・拡散法 (パッシブサンプラー法 測定バッジ法)				
採取時間	月 日 時 分 ~ 月 日 時 分 (時間採取)				
採取場所	①	②	③	④	⑤
採取位置	窓側 中央 廊下側 前 中央 後	窓側 中央 廊下側 前 中央 後	窓側 中央 廊下側 前 中央 後	窓側 中央 廊下側 前 中央 後	窓側 中央 廊下側 前 中央 後
床からの高さ	cm	cm	cm	cm	cm
窓等の開閉	開 閉	開 閉	開 閉	開 閉	開 閉
換気扇	使用 不使用	使用 不使用	使用 不使用	使用 不使用	使用 不使用
検査方法	ホルムアルデヒド	・告示法(高速液体クロマトグラフ法) ・検知管法 ・試験紙法 ・指定測定器			
	トルエン等5項目	・告示法(ガスクロマトグラフ/質量分析法) ・その他 ()			

検査項目	①	②	③	④	⑤	基準
ホルムアルデヒド						100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
トルエン						260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
キシレン						870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
パラジクロロベンゼン						240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
エチルベンゼン						3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
スチレン						220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

ダニ又はダニアレルゲン (検査年月日： 月 日)

検査方法	・ダニ数(顕微鏡計測法) ・ダニアレルゲン量 (酵素免疫測定法 簡易測定キット法)			
検査場所	検査の対象	検査結果		基準
		μg (匹) / m^2	適 否	・ダニ数 100 匹 / m^2 以下 ・ダニアレルゲン量 10 $\mu\text{g} / \text{m}^2$ 以下
		μg (匹) / m^2	適 否	
		μg (匹) / m^2	適 否	
		μg (匹) / m^2	適 否	
		μg (匹) / m^2	適 否	

指導助言事項	改善措置[学校記入欄]
--------	-------------

騒音及び等価騒音レベル	学校・園名		学番：		
	検査年月日		年 月 日 時限(天候)		
	学校薬剤師名				
	学校・園長名		印		
(注意事項)					
1 方法及び基準は「学校環境衛生基準」による。					
2 騒音源に最も近い教室名を()内に記入し、等価騒音レベルを測定すること。					
3 基準は、閉鎖時：LAeq50dB以下、開放時：LAeq55dB以下とする。 省略基準：閉鎖時：LAeq45dB以下、開放時：LAeq50dB以下で、以後、教室等の内外の環境に変化が認められない場合に限る。					
4 等価騒音レベルは、JIS C 1509の規格に適合する積分・平均機能を備えた普通騒音計を用いて、児童生徒不在の状態で、A特性で5分間、窓側と廊下側において窓閉鎖時及び窓開放時に測定すること。					
騒音源の種類	校内騒音		外部騒音		
	騒音源	騒音の有無(教室名)	騒音源	騒音の有無(教室名)	
	音楽室	有(年 組) 無	自動車	有(年 組) 無	
	工作室	有(年 組) 無	鉄道	有(年 組) 無	
	体育館	有(年 組) 無	航空機	有(年 組) 無	
	給食施設	有(年 組) 無	工場	有(年 組) 無	
	廊下	有(年 組) 無	工事	有(年 組) 無	
	隣接教室	有(年 組) 無		有(年 組) 無	
		有(年 組) 無		有(年 組) 無	
	有(年 組) 無		有(年 組) 無		
等価騒音レベル	測定教室	窓側(窓閉鎖時)	廊下側(窓閉鎖時)	窓側(窓開放時)	廊下側(窓開放時)
	年 組	dB (適 否)	dB (適 否)	dB (適 否)	dB (適 否)
	年 組	dB (適 否)	dB (適 否)	dB (適 否)	dB (適 否)
	年 組	dB (適 否)	dB (適 否)	dB (適 否)	dB (適 否)
	年 組	dB (適 否)	dB (適 否)	dB (適 否)	dB (適 否)
	年 組	dB (適 否)	dB (適 否)	dB (適 否)	dB (適 否)
	年 組	dB (適 否)	dB (適 否)	dB (適 否)	dB (適 否)
	年 組	dB (適 否)	dB (適 否)	dB (適 否)	dB (適 否)
	基準	LAeq50dB以下		LAeq55dB以下	
指導助言事項			改善措置[学校記入欄]		

学 校 の 清 潔 ネズミ・衛生害虫等	学校・園名	学番：
	検査年月日	年 月 日
	学校薬剤師名	
	学校・園長名	印

(注意事項)

- 方法及び基準は「学校環境衛生基準」による。
- 大掃除の実施状況については、清掃方法及び結果を日常点検表等の記録により調べる。
- ネズミ、ゴキブリ・蚊・ハエ等の衛生害虫、樹木等の病害虫（ドクガ・イラガ・アメリカシロヒトリ等）の検査は、生息や活動の有無、程度及び駆除方法の適否を日常点検表等の記録により調べる。
駆除方法の「適」は、児童生徒等の健康や周辺環境に影響がない方法で行った場合をいう。

学 校 の 清 潔		
検査項目	検 査 内 容	結 果
大 掃 除	大掃除は毎学年定期に3回行っており、記録している	適 否
雨 水 の 排 水 溝	屋上の排水溝等に、泥や砂等の堆積はない	適 否
	雨水配水管の末端は、泥や砂等による管径の縮小はない	適 否
	校庭に雨水の滞留はない	適 否
排 水 の 施 設 ・ 設 備	汚 水 槽 故障等はなく適切に機能しており、排水状況は良好である	有（適否）無
	雑排水槽 故障等はなく適切に機能しており、排水状況は良好である	有（適否）無

ネズミ・衛生害虫等							
検査場所	生息	ネズミ・衛生害虫等の種類	記録	駆除実施日	児童生徒	駆除方法	
校 舎	教 室	有 無		有 無	休日 授業日	在 不在	適 否
	食品貯蔵庫	有 無		有 無	休日 授業日	在 不在	適 否
	厨芥置場	有 無		有 無	休日 授業日	在 不在	適 否
	冷蔵庫付近	有 無		有 無	休日 授業日	在 不在	適 否
	便 所	有 無		有 無	休日 授業日	在 不在	適 否
	倉 庫	有 無		有 無	休日 授業日	在 不在	適 否
		有 無		有 無	休日 授業日	在 不在	適 否
校 地	防火用水槽	有 無		有 無	休日 授業日	在 不在	適 否
	池	有 無		有 無	休日 授業日	在 不在	適 否
	水たまり	有 無		有 無	休日 授業日	在 不在	適 否
	下 水 溝	有 無		有 無	休日 授業日	在 不在	適 否
	動物飼育場	有 無		有 無	休日 授業日	在 不在	適 否
		有 無		有 無	休日 授業日	在 不在	適 否
樹 木 等		有 無		有 無	休日 授業日	在 不在	適 否
		有 無		有 無	休日 授業日	在 不在	適 否
		有 無		有 無	休日 授業日	在 不在	適 否

指導助言事項	改善措置[学校記入欄]
--------	-------------